

家庭における太陽光発電導入促進事業助成金交付要綱
(太陽光発電システムに係るパワーコンディショナ更新等)

(制定) 令和5年5月19日付5都環公地温第820号
(改正) 令和6年5月17日付6都環公地温第1125号
(改正) 令和6年9月12日付6都環公地温第3059号
(改正) 令和7年5月19日付7都環公地温第1619号

(目的)

第1条 本交付要綱は、家庭における太陽光発電導入促進事業実施要綱（令和5年3月30日付4環気家第305号。以下「実施要綱」という。）第5-3の規定に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が東京都（以下「都」という。）の補助を受け事務を執行する「家庭における太陽光発電導入促進事業」（以下「本事業」という。）における助成金（以下「本助成金」という。）の交付に関する必要な手続等を定め、本事業の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本交付要綱において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、実施要綱において使用する用語の例による。

2 本交付要綱においては、領収書その他の当該助成対象機器の購入の事実を証する書類に記載された領収日を、当該助成対象機器の設置に係る支払が完了した日とし、これを助成対象機器の設置日とみなす。

(助成対象者)

第3条 本助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、実施要綱第4-1（3）又は（4）に規定する者であって、第5条に規定する助成対象事業を実施し、及び次に掲げる要件を全て満たすものとする。

一 次条に規定する助成対象機器を購入し、東京都内（以下「都内」という。）の住宅に既に設置している太陽光発電システムを継続して使用するために、当該対象機器を更新した個人又は法人（以下「機器更新者」という。）

二 次条に規定する助成対象機器を設置する都内の住宅（以下「助成対象住宅」という。）に他の者が所有する部分がある場合にあつては、次条に規定する助成対象機器を設置することについて、あらかじめ当該助成対象住宅に係る全ての所有者の承諾を得た者であること。

三 次条に規定する助成対象機器について、都及び公社の他の同種の助成金の交付を重複して受けていない者であること。

四 公社に対し、第8条に規定する交付申請時に、都及び公社が本事業における今後の施策検討に活用するために求める助成対象設備設置住宅及び世帯に関する情報を提供することが可能であり、当該情報提供結果の統計について都又は公社が公表することに同意する者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、助成対象者とししない。

一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

二 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をい

う。以下同じ。)

三 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

四 税金の滞納があるもの、刑事上の処分を受けたものその他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められないもの

(助成対象)

第4条 本助成金の交付対象となる助成対象は、実施要綱第4 2 (3) から (5) までに定め、都又は公社の他の同種の助成金等の交付を受けておらず、かつ、次の各号に掲げる助成対象の種別に応じ、当該各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

一 パワーコンディショナ

ア 令和5年1月31日から令和11年3月30日までの間に助成対象機器を設置すること。

イ 既存の太陽光発電システムを継続して使用するために助成対象機器を更新すること。

二 無線設備に対する障害防止措置

ア 令和6年9月1日から令和11年3月30日までの間に措置を完了すること。

三 リフォーム瑕疵保険等

ア 助成対象機器を設置する際に、新規で加入していること。

イ 保険加入者は、助成対象者と工事請負契約を締結している事業者であること。

第5条 削除

(助成対象経費)

第6条 本助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、実施要綱第4 3 四から六までに定め、公社が必要かつ適切と認めたものとする。

2 本事業の目的の範囲を超えて過剰な仕様であるとみなされるもの又は本事業以外において使用することを目的としたものに要する経費を除く。

(助成金の交付額)

第7条 本助成金の交付額は、実施要綱第4 4 (2) から (4) までに定めるとおりとする。

なお、実施要綱第4 2 (3) 又は (4) の助成対象機器等に対する交付額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(助成金の交付申請)

第8条 本助成金の交付を受けようとする助成対象者（以下「交付申請者」という。）は、家庭における太陽光発電導入促進事業太陽光発電システムに係るパワーコンディショナ更新等助成金交付申請書（第1号様式又は第1号の2様式）及び別表1又は別表2に掲げる書類を公社に提出することにより、本助成金の交付の申請（以下「交付申請」という。）を行うものとする。

2 都及び公社の助成金の交付を受けている助成対象について、重複して交付申請を行うことはできない。

(交付申請の受理期間、受理の停止等)

第9条 前条の規定による助成金の交付申請の受付期間は、公社が別に定める日から次の各号に掲げるいずれか早い日までとする。

一 助成対象機器を設置した日から180日を経過する日

二 令和11年3月30日

2 前項の規定による提出について、天災地変その他助成対象者の責に帰すことのできない理由として公社が認めるものがある場合にあっては、公社が認める期日までに行うものとする。

3 公社が受付した申請書類に不備がある場合、公社が交付申請者又は手続代行者に修正を求めた日の翌日から起算して180日以内に交付申請者又は手続代行者が当該不備の修正を行わないときは、その申請を撤回されたものとみなす。

4 公社は、前項の規定による申請を、先着順に受理するものとし、受理した申請に係る本助成金の交付額の合計が公社の予算の範囲を超えた日（以下「予算超過日」という。）をもって、申請の受理を停止する。

5 前項の規定にかかわらず、公社は、予算超過日に複数の申請があった場合は、当該複数の申請について抽選を行い、受理した申請に係る本助成金の交付額の合計が公社の予算を超えない範囲で受理するものを決定し、当該申請者に対して抽選の結果を通知する。

（手続代行者）

第10条 助成対象者は、第8条第1項の規定による交付申請に係る手続の代行を第三者に対し依頼することができる。

2 前項の規定による依頼を受け本助成金の交付の申請に係る手続の代行を行う者（以下「手続代行者」という。）は、第3条第2項各号に該当しないものでなければならない。

3 助成対象者は、第14条第2項、第16条、第17条第1項及び第2項、第18条第1項及び第20条第2項の規定により申請書等を公社に提出する場合についても第1項と同様に、手続代行者に手続の代行を依頼することができる。

（手続代行者の責務）

第11条 手続代行者は、本交付要綱及びその他公社が定める交付申請等に係る全ての要件を理解し、交付申請者との連携を図り、事業が円滑に推進できるよう努めなければならない。

2 手続代行者は、第30条で規定する公社が指定する電子情報処理組織を使用する方法により手続を行う際には、申請や手続に関する同意事項及び注意事項について、交付申請者に対して適切に説明し、内容について確認を得た上で実施するものとする。

3 公社は、必要に応じて、手続代行者が行う手続について調査を実施し、手続代行者が本要綱の規定に従って手続を遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し、代行の停止を求めることができるものとする。

（助成金の交付決定及び助成金の交付）

第12条 公社は、本助成金の交付の申請（以下「本交付申請」という。）を受理したときは、当該申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、公社の予算の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行う。

2 公社は、第8条第1項の申請を行った交付申請者に対し、前項の決定において、助成金を交付する場合にあっては助成金交付決定通知書（第2号様式）により、不交付とする場合にあっては助成金不交付決定

通知書（第 3 号様式）により、本交付申請をした交付申請者に通知するものとする。

- 3 公社は、第 1 項の規定により本助成金の額を確定したときは、速やかに前項の規定により本助成金の交付決定の通知を受ける助成対象者（以下「被交付者」という。）に対し本助成金を支払うものとする。

（交付の条件）

第 13 条 公社は、前条第 1 項の規定による本助成金の交付の決定（以下「交付決定」という。）に当たっては、本事業の目的を達成するため、前条第 2 項の規定により交付決定の通知をする交付申請者（以下「助成事業者」という。）に対し、交付の条件として、次に掲げる条件を付すものとする。

- 一 令和 11 年 3 月 30 日までに助成対象機器を更新すること。
 - 二 助成対象機器について立地上又は構造上安全な状態が確保されていること。また、公社が求めた場合には、安全性等を確認する書類の提出に応じること。
 - 三 助成対象機器の設置に当たっては、『太陽光発電の環境配慮ガイドライン（環境省）』に準拠するとともに、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）」別表第十三に定める日常生活等に適用する騒音・振動の規制基準を遵守すること。
 - 四 公社の指定する者が助成対象機器の稼働状況の現地調査等を行う場合は、当該現地調査等に協力すること。
 - 五 公社が、本事業の目的を達成するために必要な資料、情報等を求めたときは、公社の指定する期日までに公社に当該資料、情報等を提供すること。この場合において、助成事業者は、手続代行者に、当該資料、情報等を公社に提供させることができる。
 - 六 本交付要綱並びに交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業（助成対象事業に要する経費に関し、前条第 2 項の規定により交付決定の通知を受けた当該助成対象事業をいう。以下同じ。）により取得し、整備し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
 - 七 助成対象経費について、本助成金以外に都又は公社から交付される補助金等を受給しないこと。
 - 八 助成事業の実施に当たり、前各号に掲げる事項のほか、本交付要綱その他法令の規定を遵守すること。
 - 九 助成事業者は、本事業の成果を検証するために必要な情報について、都又は公社から調査の要請があった場合には、当該調査に協力し、必要な情報を提供すること。
 - 十 助成事業者は、本事業の実施後、その成果を都又は公社の事業において活用することについて、都又は公社から協力の依頼があった場合には、当該協力依頼に応じること。
- 2 独立行政法人、地方独立行政法人並びに国及び地方公共団体の出資、出せん等の比率が 50%を超える法人にあっては、前項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる条件を付すものとする。
- 一 助成事業の完了後、本事業の成果を検証するために必要な情報について、都又は公社から調査の要請があった場合には、当該調査に協力し、必要な情報を提供しなければならない。
 - 二 本事業及びその他住宅のエネルギー消費量削減に関する普及啓発について、都又は公社から要請があった場合には、実施しなければならない。
- 3 公社は前条第 1 項の規定による本助成金の交付決定に当たり、助成事業者に対し、本事業の目的を達成するためその他公社が必要と認める条件を付すことができるものとする。

（申請の撤回）

第 14 条 助成事業者は、第 12 条第 1 項による本助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議が

あるときは、同条第2項の規定による交付決定の通知を受領した日の翌日から起算して14日以内に申請の撤回をすることができる。

- 2 助成事業者は、前項の申請の撤回をするときは、公社に対し、助成金交付申請撤回届出書（第4号様式）を公社に提出するものとする。

（事情変更による交付決定の取消し等）

第15条 公社は、交付決定をした後、天災事変その他交付決定の後に生じた事情の変更により助成事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合においては、交付決定の全部もしくは一部を取消し、又は交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成対象事業のうち既に経過した期間にかかわる部分については、この限りではない。

（助成事業者情報の変更に伴う届出）

第16条 助成事業者は、個人にあつては氏名、住所を、法人及び管理組合にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地を変更した場合は、速やかに助成事業者情報の変更届出書（第5号様式）を提出しなければならない。

（一般承継による助成事業者の地位の承継）

第17条 相続、法人の合併又は分割（以下「一般承継」という。）により助成事業者の地位の承継があつた場合に、助成事業者としての地位を継続して保持しようとする者（以下「一般承継事業者」という。）は、速やかに一般承継による助成事業者の地位承継届出書（第6号様式）を公社に提出しなければならない。ただし、別表3に定める処分制限期間が経過するまでの期間後に一般承継による助成事業者の地位の承継があつた場合を除く。

- 2 一般承継による助成事業者の地位の承継があつた場合に、助成事業者としての地位を継続して保持しようとししない者（以下「辞退者」という。）は、速やかに一般承継による助成事業者の地位承継辞退申請書（第7号様式）を公社に提出しなければならない。
- 3 公社は、第12条に基づき本助成金が支払われた後に第2項の申請を受けたときは、辞退者に対し、助成金等交付財産の処分承認基準（平成26年4月1日付26都環総地第6号）第3-2に定める方法により算出した額（以下「算出金」という。）を請求するものとする。
- 4 辞退者は、前項の規定による算出金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 5 公社は、前項の規定により辞退者から算出金の納付を受けたときは、助成事業者の地位を辞退することを承認し、速やかに辞退者に承認を通知するものとする。
- 6 公社が第1項の届出書を受理した場合、本交付要綱上「助成事業者」とあるのは「一般承継事業者」と読み替えて、各規定を適用する。

（契約等による助成事業者の地位の承継）

第18条 助成事業者は、一般承継以外の売買、交換、贈与、事業譲渡、契約等（以下「契約等」という。）により助成事業者の地位の承継を行おうとする場合、速やかに契約等による助成事業者の地位承継承認申請書（第8号様式）を公社に提出しなければならない。ただし、助成対象機器の設置日から別表3に定める処分制限期間後に契約等による助成事業者の地位の承継を行う場合を除く。

- 2 公社は、前項の申請を受けたときは、申請者及び契約等により助成事業者の地位を承継した者（以下

「承継者」という。)が当該助成事業を継続して実施することの承認又は不承認を行い、助成事業地位承継(承認・不承認)通知書(第9号様式)により、申請者に通知するものとする。

- 3 前項において、公社が契約等による助成事業者の地位の承継を承認した場合は、本助成金の交付に伴う全ての権利及び義務は承継者に移転するものとし、本交付要綱上「助成事業者」とあるのは「承継者」と読み替えて、各規定を適用する。

(財産の管理)

第19条 助成事業者は、取得財産等について、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、本助成金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。この場合、取得財産等に故障等不具合が生じたときは、速やかに修理又は改善に係る措置をとらなければならない。

(処分の制限)

第20条 助成事業者は、助成事業により取得した助成対象機器の処分(本助成金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいい、助成事業者の地位を移転しないものをいう。以下同じ。)をしようとする場合は、あらかじめ公社の承認を得なければならない。ただし、助成対象機器の設置の日から別表3で定める処分制限期間を経過した場合はこの限りでない。

- 2 助成事業者は、前項の承認を受けようとするときは、取得財産等処分承認申請書(第10号様式)を、公社に提出するものとする。
- 3 公社は、本助成金が支払われる前において、前項の申請を受けた場合は、処分を承認し、速やかに助成事業者に承認を通知するものとする。
- 4 公社は、本助成金が支払われた後において、第2項の申請を受けたときは、助成事業者に対し、算出金を請求するものとする。
- 5 助成事業者は、前項の規定による算出金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 6 公社は、前項の規定により助成事業者から算出金が納付されたときは、処分を承認し、速やかに助成事業者に承認を通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第21条 公社は、助成事業者が次のいずれかに該当する場合には、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- 二 交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令に違反したとき。
- 三 本交付要綱に基づく公社の請求、指示等に従わなかったとき。

- 2 公社は、前項の規定による取消しをしたときは、速やかに当該助成事業者に通知するものとする。

(不正手続き等に対する措置)

第21条の2 公社は、交付申請者、手続代行者又は施工業者(以下本条において「交付申請者等」という。)が、偽りその他不正の手段により本助成金の交付に関する手続きを行い、又は当該手続きその他法令の規定に違反する行為を行った場合には、当該交付申請者等に対し、次の措置を講じることができる。この場合において、交付申請者等から業務を受託した者が不正手続き等を行ったときは、当該交付申請者

等が当該業務を受託した者と共に不正手続き等を行ったものとみなして本条を適用する。

- 一 第 12 条第 2 項の規定による本助成金の不交付の決定、第 21 条第 1 項の規定による交付決定の取消し、次条第 1 項の規定による本助成金の返還の請求及び第 24 条第 1 項の規定による違約加算金の納付の請求
- 二 公社が都の補助金の交付を受けて行う助成金等交付事業その他実施する事務又は事業について、一定の期間、助成対象者、手続代行者又は施工業者の対象外とすること。
- 三 氏名又は名称及び不正内容を公表すること。

(本助成金の返還)

- 第 22 条 公社は、助成事業者に対し、第 21 条第 1 項の規定による取消しを行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときは、当該助成事業者に対し、期限を定めて、当該本助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。
- 2 公社は、本助成金の支払い後、当該本助成金の交付額が、実施要綱第 4 4 (2) から (4) まで及び本交付要綱第 7 条に定める額を超えたことが判明した場合は、当該本助成金に係る助成事業者に対し、期限を定めて、当該超過した額の返還を請求するものとする。
 - 3 助成事業者は、前 2 項の規定により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該本助成金を公社に返還しなければならない。
 - 4 助成事業者は、前項の規定により本助成金を返還したときは、公社に対し、助成金返還報告書(第 11 号様式)を提出しなければならない。
 - 5 前項の規定は、次条第 1 項の規定による違約加算金及び第 24 条第 1 項の規定による延滞金を請求した場合に準用する。

(違約加算金)

- 第 23 条 公社は、第 21 条第 1 項の規定による取消しを行った場合において、助成事業者に対し前条第 1 項の規定により返還請求を行ったときは、当該助成事業者に対し、本助成金の受領の日から納付の日までの日数(公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。)に応じ、返還すべき額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとする。
- 2 助成事業者は、前項の規定による違約加算金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。

(延滞金)

- 第 24 条 公社は、助成事業者に対し、第 22 条第 1 項又は第 2 項の規定により本助成金の返還を請求した場合であって、助成事業者が、公社が指定する期限までに当該返還金額(違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。)を納付しなかったときは、当該助成事業者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとする。
- 2 助成事業者は、前項の規定による延滞金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。

(他の助成金等の一時停止等)

- 第 25 条 公社は、助成事業者に対し、本助成金の返還を請求し、助成事業者が当該本助成金、違約加算金

又は延滞金の全部若しくは一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一部停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとする。

(助成事業の経理)

第 26 条 助成事業者は、助成事業の経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備しなければならない。

- 2 助成事業者は、前項の書類について、第 8 条第 1 項に規定する助成事業交付申請書を提出した日の属する公社の会計年度の終了の日から別表 3 に掲げる処分制限期間を経過するまでの期間保存しておかなければならない。ただし、天災地変その他助成事業者の責に帰することができない理由として公社が認めるものがある場合はこの限りでない。

(調査等)

第 27 条 公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、助成事業者に対し、助成事業に関し報告を求め、助成事業者の助成対象機器が設置されている住宅等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

- 2 助成事業者は、前項の規定による報告の徴収、助成対象機器が設置されている住宅等への立入り又は物件の調査を受けたときは、これに応じなければならない、及び同項の規定による関係者への質問を妨げてはならない。

(指導、助言等)

第 28 条 公社は、本事業の適切な執行のため、助成事業者に対し必要な指導及び助言を行うことができる。

(個人情報の取扱い)

第 29 条 公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者（交付申請者を含む。以下この条において同じ。）の個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において使用し、及び都に提供するほか、国、地方公共団体等（以下「国等」という。）が行うパワーコンディショナ等の設置に係る補助金その他の補助金の交付事業に関わる目的にのみ使用する。

- 2 公社は、本助成金の交付額の算定その他本事業の目的を達成するために必要な範囲において、助成事業者が国等から交付される補助金その他の給付金の額に係る情報を国等と協議の上、当該国等から収集することができる。
- 3 前 2 項及び法令に定められた場合を除き、公社は、助成事業者の個人情報について、本人の承諾なしに、第三者に提供し、又は第三者から収集してはならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第 30 条 次の各号に掲げる本事業に係る手続については、公社が指定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

- 一 第 8 条第 1 項の規定に基づく本助成金の交付の申請
- 二 第 10 条第 1 項の規定に基づく手続代行者による交付の申請
- 三 第 14 条第 1 項の規定に基づく助成金交付申請の撤回の届出

- 四 第 16 条の規定に基づく助成事業者情報の変更の届出
- 五 第 17 条第 1 項の規定に基づく一般承継による助成事業者の地位承継の届出
- 六 第 17 条第 2 項の規定に基づく一般承継による助成事業者の地位承継辞退の届出
- 七 第 18 条第 1 項の規定に基づく契約等による助成事業者の地位承継の承認申請
- 八 第 20 条第 2 項の規定に基づく取得財産等の処分の承認の申請
- 九 第 22 条第 4 項の規定に基づく助成金の返還の報告

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける公社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に公社に到達したものとみなす。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第 31 条 次の各号に掲げる本事業に係る処分通知等（以下「処分通知等」という。）については、公社が指定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の公社が指定する表示をする場合に限る。

なお、電子署名規程（令和 5 年 11 月 24 日付 5 都環公総総第 569 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、処分通知等における電子署名は省略することができる。

- 一 第 12 条第 2 項の規定に基づく本助成金の交付決定又は不交付決定に関する通知
- 二 第 15 条の規定に基づく事情変更による交付決定の取消し等に関する通知
- 三 第 17 条第 3 項又は第 6 項の規定に基づく一般承継による助成事業者の地位承継辞退の届出
- 四 第 18 条第 2 項の規定に基づく契約等による助成事業者の地位承継の承認又は不承認に関する通知
- 五 第 20 条第 3 項又は第 6 項の規定に基づく取得財産等の処分の承認に関する通知及び同条第 4 項の規定に基づく算出金の請求に関する通知
- 六 第 21 条第 2 項の規定に基づく交付決定の取消しに関する通知
- 七 第 22 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づく本助成金の返還請求に関する通知
- 八 第 23 条第 1 項の規定に基づく違約加算金の請求に関する通知
- 九 第 24 条第 1 項の規定に基づく延滞金の請求に関する通知

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

3 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の規定により署名等を行うことが規定されているものを第 1 項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該規定にかかわらず、処分通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等と併せて公社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することをもって代えることができる。

(その他)

第 32 条 本交付要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うための必要な事項は、公社が別に定める。

附 則（令和 5 年 5 月 19 日付 5 都環公温地第 820 号）

本交付要綱は、令和 5 年 6 月 30 日から施行する。

附 則（令和 6 年 5 月 17 日付 6 都環公地温第 1125 号）

- 1 この要綱は、令和 6 年 5 月 17 日から施行する。
- 2 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 29 日までの間に令和 6 年 5 月 17 日付 6 都環公地温第 1125 号による改正前の太陽光発電システムに係るパワーコンディショナ更新費用助成事業助成金交付要綱第 8 条に基づいて交付申請をした者に対する本助成金の交付に関する必要な手続等（以下「令和 5 年度交付手続等」という。）への太陽光発電システムに係るパワーコンディショナ更新費用助成事業助成金交付要綱の適用については、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、本交付要綱第 21 の 2 の規定については、令和 5 年度交付手続等にも適用するものとする。

附 則（令和 6 年 9 月 12 日付 6 都環公地温第 3059 号）

この要綱は、令和 6 年 9 月 13 日から施行する。

附 則（令和 7 年 5 月 19 日付 7 都環公地温第 1619 号）

この要綱は、令和 7 年 5 月 19 日から施行する。

【別表1】（パワーコンディショナ）

		個人・法人		
		個人	法人	
1	誓約書	○	○	
2	助成金交付申請書	○	○	
3	助成申請者（個人）本人確認書類	○		運転免許証、健康保険証、日本国パスポート、外国人登録証明書、身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、マイナンバー個人カードのうちいずれか一つ
4	助成申請者（法人）実在証明書類		○	商業登記の現在事項証明書、商業登記の履歴事項証明書、法人の印鑑証明書のうちいずれか一つ
5	パワーコンディショナの更新に係る領収書及び内訳（写し）	○	○	
6	パワーコンディショナの保証書	○	○	
7	パワーコンディショナ入替後の太陽光発電システムが稼働していることが確認できる書類	○	○	接続契約のご案内、託送供給の承諾のお知らせ、電力受給契約変更申込書等
8	パワーコンディショナを更新したことが分かる写真	○	○	更新前後の写真（型式番号が分かるもの）
9	その他公社が審査に必要と認める書類	○	○	公社の指示に従い提出すること。

【別表2】（無線設備に対する障害防止措置）

		個人・法人		
		個人	法人	
1	誓約書	○	○	
2	助成金交付申請書	○	○	
3	助成申請者（個人）本人確認書類	○		運転免許証、健康保険証、日本国パスポート、外国人登録証明書、身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、マイナンバー個人カードのうちいずれか一つ
4	助成申請者（法人）実在証明書類		○	商業登記の現在事項証明書、商業登記の履歴事項証明書、法人の印鑑証明書のうちいずれか一つ
5	無線設備に対する障害防止措置に係る領収書及び内訳（写し）	○	○	
6	無線設備に対する障害が発生した事実がわかる書類	○	○	無線設備に対する障害を受けた者から当該障害の原因となる設備を所有する者に宛てたもの。

8	無線設備に対する障害が低減したことがわかる書類	○	○	無線設備に対する障害を受けた者及び当該障害の原因となる設備を所有する者の記名・捺印があること。
9	その他公社が審査に必要と認める書類	○	○	公社の指示に従い提出すること。

【別表3】処分制限期間

区分	処分制限期間
パワーコンディショナ	6 年